

事業者排出量削減計画書 **新規**（変更）

住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	京都市伏見区横大路千両松町78				
氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	光アスコン株式会社 代表取締役社長 喜多川 光欠				
事業者の主たる業種	産業廃棄物処理業				
該当する事業者要件	<input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者（大規模エネルギー使用事業者（原油に換算して1,500キロリットル以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者（大規模運送事業者（トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上）） <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者（その他の温室効果ガスの大規模排出事業者（二酸化炭素に換算して3,000トン以上））				
計画期間	平成20年 4月 ～ 平成 23年 3月				
基本方針	地域社会の環境保護を第一に考え「地球をきれいに」をモットーに、産業廃棄物を安全かつ適正な処理をする中間処理施設として、その減量化・無害化を実現することにより、人が安心して暮らせる豊かな環境づくりを目指す。				
推進体制	幹部会並びにISO14000推進体制に準ずる。				
	環境マネジメントシステム名称	ISO14001			
	適用範囲	ｸﾘｰﾝﾍﾝﾀｰ, RPFﾍﾝﾀｰ			
	取得年月日	2005.2.7			
年度ごとの具体的な取組及び措置の計画	年度	設備、対象、工程等	計画内容		
	20	ﾎﾞｲﾗｰ	省エネ設備への更新検討を実施する。		
温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度（実績） （19）年度 （二酸化炭素換算）	目標年度（計画） （22）年度 （二酸化炭素換算）	増減率 （計画）	
	A 事業所等排出区分	3,884.3 t	3,884.3 t	0.0 %	
	B 輸送車両排出区分	t	t	%	
	C その他排出区分	12,768.4 t	12,768.4 t	0.0 %	
	排出合計	*1 16,652.7 t	*2 16,652.7 t	0.0 %	
	目標設定の考え方	H19年度と同程度の排出量の見込み			
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	用途区分	原単位の指標	基準年度（実績）	目標年度（計画）	増減率（計画）
	ｱｽｺﾝﾍﾝﾀｰ	二酸化炭素換算 生産量	0.024 t-CO2/t	0.024 t-CO2/t	0.0 %
	ｸﾘｰﾝﾍﾝﾀｰ	二酸化炭素換算 処理量	2.655 t-CO2/t	2.655 t-CO2/t	0.0 %
	RPFﾍﾝﾀｰ	二酸化炭素換算 生産量	0.048 t-CO2/t	0.048 t-CO2/t	0.0 %
	原単位の指標及び計画数値設定の考え方	施設用途から判断し、生産量及び処理量を原単位として設定			
その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度（計画）			
		取組量等	（二酸化炭素換算）		
	森林の保全及び整備	（整備面積） ha	（吸収量）	t	
	府内産の木材の利用	（利用量） m ³	（削減量）	t	
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	（売電量） kWh	（削減量）	t	
		（熱供給量） GJ	（削減量）	t	
	グリーン電力の購入	（購入量） kWh	（削減量）	t	
	家庭における温室効果ガス排出量の削減効果分の購入	（購入量） t	（削減量）	t	
	削減量等合計		*3	t	
	差引排出量 （排出合計－削減等合計）	*1	*2-(*3)	0 %	
地球温暖化対策に資する社会貢献活動					
特記事項	・JICA研修として、中米諸国及びアジア諸国、ドミニカ共和国などの都市部の生活廃棄物処理に係る技術系行政官を養成することにより、関係国の生活環境の改善に資することに取り組んでいる。 ・本社/アスコンセンターにおいては、H18に省エネ改修を実施し、平成17年度比EPC用エネルギー使用量△9.1%を達成。 ・ボランティア組織「千両松エコ協議会」を設立し、地域との交流や情報交換、定期的な地域の環境美化等を通じて、地域社会に貢献する活動を続けている。				

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 3 「事業所等排出区分」とは京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 4 「原単位当たりの温室効果ガス排出量等」の「用途区分」には、○○工場、事務所などの用途を記入してください。「原単位の指標」には、分子の「二酸化炭素換算」の下に分母となる指標（生産数量、延べ床面積、走行距離等）を記入してください。
 5 「特記事項」には、平成2年度（1990年度）を基準とした排出量の対比や省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。